

## 令和5年度 第1回大町市上下水道事業経営審議会 議事録

日時 令和6年3月22日（金）

午前9時から

場所 大町市役所 西会議室

### 【日程】

- 1 開会
- 2 委嘱書の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員及び事務局職員の紹介
- 5 説明事項
  - (1) 大町市上下水道審議会について
- 6 会長、職務代理者の選任について
- 7 諮問
- 8 審議
  - (1) 審議日程及び審議会の公開内容について
  - (2) 上下水道課組織改革と一部業務の民間委託について
  - (3) 大町市の水道料金について
- 9 その他
  - (1) 次回開催日について
  - (2) その他
- 10 閉会

### 【出席者】

○牛越市長

○出席委員（敬称略） 11名

塩入 博仁 長澤 奨 中山 晴隆 飯島 義一 北澤 伸夫  
横山 和夫 北澤 貴美子 小林 治男 松田 邦正 大厩 一裕  
川井 伸夫

○欠席委員（敬称略） 3名

内山 重喜 五十嵐 孝 佐藤 勝利

○事務局

松宗上下水道課長 降旗経営係長 遠山お客様係長  
今溝水道施設係長 樋口経営係主任 内山経営係主事  
土屋経営係主事

《開会 午前9時》

## 1 開会

課 長：本日はお疲れ様です。

ただいまより、令和5年度第1回大町市上下水道事業経営審議会を開催いたします。この後しばらくの間、進行役を務めさせていただきます、上下水道課長の松宗です。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2 委嘱書の交付

課 長：次第の2でございますが、委嘱書の交付を行います。市長よりお1人ずつ委嘱をいたしますので、皆様はご自席の方で、お待ちいただきたいと思います。

〈名簿により、市長から委嘱書の交付〉

課 長：ただいま皆さんに委嘱書を交付させていただきました。

本日、2名の委員の皆様が欠席をしておりますので、私からご紹介をさせていただきます。

資料の1をご覧ください。審議会の委員の皆さんの名簿がございます。中段から下でございますが、本日欠席されている委員の皆様で、まず、大町商工会議所、内山委員。それからもうお一方。一番最下段でございますが、中部電力パワーグリッド株式会社から選出していただいております、佐藤委員。以上の2名が、欠席の事前連絡をいただいております。

また本日、五十嵐委員さんが、現在まだお見えになっておりませんが、会議の方、進めさせていただきますと思います。

それでは続きまして、次第の3、市長あいさつということで、大町市長牛越徹よりごあいさつを申し上げます。

## 3 市長あいさつ

市 長：改めまして皆さん、おはようございます。牛越でございます。第1回の大町市上下水道事業経営審議会の開催にあたりご挨拶申し上げます。

本日は年度末の大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から市政の推進、ことに上下水道の運営につきましては、温かいご理解そしてご支援をいただきまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。また、ただいまは、上下水道事業経営審議会の委員にご委嘱申し上げました。就任にあたりましては、ご快諾いただき、本当にありがとうございます。改めて御礼申し上げます。

当市の水道事業は、大正13年に、居谷里から湧き出る豊富で清冽な水を利用しまして、旧大町市街地へ配水を開始して以来、ちょうど新年度には100周年という大きな節目の年を迎えます。新年度には100周年の記念事業、記念式典や記念イベントの開催を予定しているところでございます。

さてご案内のように、上下水道は市民生活や経済活動に、不可欠なライフラインであり重要な公営事業として、健全な経営が求められております。審議会におきましても、上水道事業、下水道事業、そして、公営簡易水道、ともに3年ごとに、料金の改定についてご審議をいただいております。今回、今年度から来年度、新年度にかけまして上水道の料金についてご審議いただくこととしており、後ほど諮問申し上げることとしております。

市の水道事業は、水源からわき出ました豊富な水をポンプなどの動力を一切使わずに、地形を生かした自然流下によって各家庭まで水道水を配水しておりますが、水道管の総延長は、350キロを超える長大な水道管でございます。

また、給水区域は非常に広範囲にわたっております。市民の皆様には安全でおいしい水を供給するため、施設の維持管理や、能登半島地震を例に出すまでもなく、近年頻発しております自然災害に対応する施設の耐震化に向けて、計画的な更新を進めているところでございます。

一方で、水道水の使用水量につきましては、人口減少や或いは下水道の普及に伴う節水意識の高まりなどから、年々減少傾向が続いております。こうした状況の中、平成18年度から開始しました、アルプスウォーターの原水供給は順調に推移しており、令和4年度、昨年決算では、約3,300万円余の料金収入が得られておりこの収益が、水道使用量の減少傾向の中、料金改定を抑制する要因となっております。

しかし、今後は水道施設を適切に維持し、良好な整備水準で次の世代に引き継ぐということが、今の私たちに託された大きな使命であり、そのため、水道水を利用している皆様に、公平で適切なご負担をいただくことが必要であり、適切な負担水準がどこにあるのかという点についてご審議をいただくこととなります。

今回の水道料金のあり方についてのご審議に際しましては、専門的な観点をお持ちの皆様には、皆様方のお立場から忌憚のないご意見などをお寄せいただき、審議をさせていただきますようお願い申し上げます。

大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 4 委員及び事務局職員の紹介

課 長：それでは次第の4番になります。

委員及び事務局職員の紹介ですが、本日は、最初の審議会となりますことから、まずは、事務局の方の担当者から自己紹介をさせていただき、そのあと委員の皆様、順番に自己紹介をお願いいたします。

〈委員、事務局の自己紹介〉

課 長：それでは皆様ありがとうございました。

今後、3年間になりますけれども、審議会の委員ということで、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## 5 説明事項

### (1) 大町市上下水道審議会について

課 長：それでは続いて次第の5番に入ります。

説明事項ということになりますが、今回の大町市上下水道事業経営審議会につきまして、この審議会の役割などを皆様にご理解をいただくために、事務局より、ご説明を申し上げます。

経営係長：それでは資料2をお願いいたします。審議会の条例でございます。

第1条になりますが、1条は、設置についてでございます。

第2条は人数でございます。第2条、審議会は、水道事業及び、下水道事業の管理者の権限を持つ市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議するとあります。

1番でございますが、上下水道事業の経営に関する重要な事項、(2)水道料金に関する事項、(3)公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関する事項、(4)その他の管理者が必要と認める事項となっております。

今回の審議会では、水道事業につきまして、ご審議をいただくこととなります。

第3条、組織でございますが、委員は15人以内とするということになってございます。(1)公共的団体等の代表者ということで、11名の方に今回お願いをしております。また、(2)識見を有する者ということで、3名の方にお願いをしております。(3)公募による市民等となっておりますが、公募しましたが、応募がありませんでしたので、今回は選出されてございません。

第4条、任期でございます。任期は3年となっております。しかし、団体の任期によって変わった場合には前任者の残任期間となっておりますので、ご了承をお願いしたいと思います。なお、今回の任期満了日でございますが令和9年3月21日となっております。

続きまして第5条でございます。会長についてでございます。会長につきましては、委員の中から互選によって選出されるということになってございます。また、第3項でございますが、会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理することとなっております。

第6条でございます。会議についてでございますが、この審議会につきましては、会長が会議の議長ということになってございます。

第7条については、関係者の出席。第8条につきましては、庶務でございます。庶務につきましては、建設水道部上下水道課が行うこととなっております。

説明は以上でございます。

課 長：ただいま、経営審議会条例についてご説明を申し上げましたが、委員の皆様から何かご意見、ご発言等がございますでしょうか。よろしいですか。それでは次に進めさせていただきます。

## 6 会長、副会長の選任について

課 長：次第の6に移りますが、会長、職務代理者の選任ということで、今ご説明をさせていただきます経営審議会条例の第5条の規定によりまして、会長の選任につきましては、委員の互選によるものとされております。どのようにしたらよいか委員の皆様からご意見等があれば、ご発言をお願いいたします。

A委員：事務局案がおありでしたら、聞かせていただきたいと思います。

課 長：ありがとうございます。

ただいまA委員さんから、事務局案という提案をいただきましたが、他にご意見ありますでしょうか。

〈委員から「なし」〉

ありがとうございます。では事務局の方からの案ということで、提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

〈委員から「異議なし」〉

ありがとうございます。それでは事務局から案ということで提案をさせていただきます。会長には経験があります、また実績もありますことから、北アルプス食品衛生協会の松田委員をご推薦させていただきたいと思います。

この事務局案につきまして何かご意見等ございますでしょうか。

〈委員から「異議なし」〉

ありがとうございます。異議なしというご発言がありましたので、会長には、松田委員さんを決定をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈委員から拍手〉

ありがとうございます。それでは松田会長さんに、決定をさせていただき、会長の席の方に、ご準備をしていただきたいと思います。

それでは続きまして職務代理者の選任に入ります。

職務代理者の選任につきましては、先ほどの、経営審議会の条例の中の第5条第3項に、会長があらかじめ指名するということでありますので、松田会長よりお願いをしたいと思います。

会 長：職務代理者でございますが、大町商工会議所副会頭の内山重喜君を指名したいと思います。なお、内山君は、本日は日本商工会議所の総会で、東京のほうへ出向いておりまして、欠席させていただいております。そういうことでお願いい

たします。

課 長：ありがとうございました。

これで、日程6の会長職務代理者の選任につきましては、松田会長、それから職務代理者には、内山委員さんを決定させていただきます。

それではここで松田会長より一言ごあいさつをいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

会 長：改めて皆さんこんにちは。

ただいま、上下水道事業経営審議会の会長に選任されました。実は私、皆さんご存知かと思いますが、かなり長い期間会長を務めさせていただいております。また、委員としましては14、15年委員を務めております。そんな関係で、また会長ということになりました。よろしく願いいたします。

私も、今回の任期が最後だと思ってやりますので、皆さんよろしく願いいたします。

## 7 諮問

課 長：ありがとうございました。

それでは次第の7に入ります。諮問ということになります。今回、大町市水道事業の経営審議会になりますことから市長より、会長に諮問させていただきたいと思っております。では、よろしく願いいたします。

市 長：大町市上下水道事業経営審議会会長松田邦正様。大町市長牛越徹。

大町市水道事業について諮問。大町市上下水道事業経営審議会条例、平成6年条例第2条の規定により、下記の事項について、貴審議会の意見を求めます。1、水道料金の改定について。2、今後の事業運営の方向性について。よろしく願いいたします。

課 長：ただいま諮問をさせていただきました。委員の皆様におかれましてはただいまの諮問の写しを、皆さんにお配りをしてありますので、また後程ご覧いただきたいと思っております。

この後の市長につきましては、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《市長 退席》

課 長：それでは次に移らせていただきます。次第の8、審議になります。審議につきましては、先ほどの条例第6条によりまして、審議会の進行につきましては、松田会長の方から進めていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

《進行を、課長から会長へ》

## 8 審議

### (1) 審議日程及び審議会の公開内容について

会長：それでは早速、審議に入りたいと思います。なお、最初に皆さんにお願いしておきますが、発言の際には、マスクを外して発言していただきたいと思います。マスクをしているとどうしても声がこもってしまい聞き取りにくくなってしまいますので、その点よろしくお願いいいたします。

本日は、審議事項が3つあります。それぞれ順を追って説明いたしますので、それぞれ説明の後、質問をお受けいたします。

では一番上の審議日程及び情報公開について説明をお願いいたします。

経営係長：それでは資料3をお願いいたします。

審議会の日程（案）ということをお願いしたいと思います。日程につきましては、令和6年度にかけまして、水道料金につきまして、ご審議をいただきたいと考えております。本日を含めて、4回程度、開催する予定でございますが、必要に応じて、開催回数は、増減することがございますのでお願いしたいと思います。この案のとおり9月下旬に答申をいただく予定としてございます。

内容につきましては、本日が第1回となりまして、審議会の日程、また、審議会の公開内容等について審議します。第2回、3回目でございますが、水道事業決算、また、運営状況についてご審議いただく予定であります。そして、4回目に答申についてご審議をいただき、9月下旬に答申をいただく予定でございます。

続いて資料4をお願いいたします。情報公開についてでございます。よろしくお願いたいと思います。情報公開の関係ですが、審議会の公開の内容につきましては、統一したルールがなくそれぞれの審議会で判断するというようなことになってございます。従いまして、当審議会につきましても、前回、水道審議会、令和2年に開催していますが、その時と同じ扱いということで考えてございます。

まず1番、審議会の傍聴についてでございますが、誰でも、すべての審議会の傍聴を認める。しかし、審議事項における傍聴は認めない。2番、審議会の資料また議事録等の公開時期でございますが、審議途中の公開はせず、答申終了後、すべてを公開する。それから3番、議事録の公開につきましては、議員の名前を仮名A、Bというようなたぐいにして表記するというところでございます。

一番下にありますが、議事録作成にあたってでございます。毎回、審議会終了後、事務局で議事録(案)を作成致します。それからすべての委員さんに送付をいたしまして、内容をご確認いただき、加筆・修正等の意見を出していただいた上で、正式な議事録といたします。

そして、次の審議会の冒頭で了承をいただく予定となっております。なお、裏面には参考としまして、情報公開条例を掲載してありますので、お読みいただければと思います。説明は以上でございます。

会長：ありがとうございました。ただいまの説明に対して何かご質問ございましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、次の(2)上下水道課組織改革と一部業務の民間委託について、説明をお願いいたします。

## (2) 上下水道課組織改革と一部業務の民間委託について

経営係長：資料5をお願いいたします。上下水道課の組織改革と一部業務の民間委託であります。私の方からは資料に基づきまして、上下水道課の組織改革のお話をさせていただきたいと思っております。

資料上の方の(1)の令和5年度、現在でございますが、現在は、お客様係、経営係、温泉係、水道施設係、そして下水道施設係の5係体制で業務を行っておりますが、組織体制の見直しを行いまして、新年度より4係体制となる予定でございます。

まず、業務係であります。受益者負担金や、温泉の引湯料の料金の関係、またメーター交換や、水洗化促進、滞納処分、浄化槽の関係が、業務内容となります。また、組織改革に合わせまして、一部窓口を民間委託の予定でございます。黒枠の部分が窓口で担当する業務でございます。

次に企画係でございますが、各種事業の計画、また調査関係、水のPR、契約関係、審議会の関係。それから高瀬広域水道企業団の業務となります。

また4月の人事異動に伴い、2回目以降、審議会の事務局が今、経営係ですが、企画係ということで、若干動きがありますが、よろしくお願ひしたいと思っております。

続きまして、経理係でございます。国や県の補助金、起債の関係、それから水道事業会計、公営簡易水道事業会計、温泉引湯会計、公共下水道事業会計、農業集落排水事業会計、など企業会計の経理を行うのが主な業務となります。

最後に、施設係になりますが、水道、公営簡易水道、温泉、下水道事業のこの契約の更新や、事業計画、また工事、修繕等が主な業務となります。

下段になりますが、令和5年度と令和6年度の職員数の比較でございます。令和5年度につきましては、職員19名、それから会計年度任用職員が7名、組合職員が1名の計27名でございましたが、組織改革によりまして、令和6年度からは、職員が16名、会計年度任用職員が6名、組合職員が1名の23名となる予定でございます。

なお、令和5年度と比較いたしますと、職員が3名、会計年度任用職員が1名、計4名が減になる見込みでございます。私からの説明は以上です。

お客様係長：それでは引き続き私の方からは、先ほど説明がありました、上下水道課の窓口業務等の一部民間委託について、ご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

資料6をご覧ください。1番、委託に係る背景と経緯についてでございます。上下水道課内の窓口業務のうち、料金の算定の基礎となります量水器の検針業務に

つきましては、長らくシルバー人材センターに委託をしておりましたが、先方から近年の担い手不足ですとか、それらの理由をもとに、今後の委託を続けていくのは非常に厳しいという話が数年前からございまして、上下水道課としても、検針業務を新たな業者に委託していくことを含めまして検討を進めて参りました。

その中で、提供するサービスの向上に加えまして、料金等の面においても、料金の値上げとか、過度な市民の方の負担につながることをないように、効率的効果的な事業の運営を図るために、課の組織体制の見直しに合わせまして、令和6年4月1日より、窓口業務の一部について、民間事業者の方へ委託する方式を取り入れることといたしまして、具体的な取り組みを進めて参りました。

2番でございます。委託業者についてですが、CDCアクアサービス株式会社というところが、受託者になります。本社は千葉にございますが、こちらの事業者が、上下水道課の中にお客さまサービスセンターというものを設けまして、CDCアクアサービス大町営業所に運営を委託することになります。委託期間につきましては、令和6年4月1日から、令和11年の3月31日までの5年間となっております。

3番、委託業務の内容についてですが、現在、お客様係で担当してる業務のほぼ全部を委託することになります。具体的には、量水器の検針業務、また、課内の窓口業務、お客様が窓口に見える際の対応、あとは電話でのお問い合わせ、等になります。あとは料金の滞納整理業務、督促ですとか催告書の送付。あとは停水予告と、停水執行。最後に給排水設備の業務。こちらについては、窓口相談ですとか、申請の受付、完了検査業務になります。

最後の4番になります。委託の効果についてでございます。

(1) 窓口サービスの向上、こちらにつきましては、窓口業務の一部について、専門の業者へ委託することによりまして、民間事業者独自の創意工夫やノウハウを積極的に活用いたしまして、窓口サービスのさらなる向上を図りたいと考えております。

(2) といたしましては組織体制の強化でございます。系の統合によりまして、人員の再配置と組織体制や業務配分を見直しまして、より効率的かつ効果的な事業運営を図るとともに、将来にわたって、有収水量の減少に対応した経営コストの縮減を目指して参りたいと考えております。民間委託についての説明は以上となります。

会 長：ありがとうございました。

ただいま上下水道課の組織改革と業務の民間委託について説明をしていただきました。これについて何かご質問ございますか。

B委員：民間委託による効果というものは、どの程度想定されているのか、確かに効果はあるということですが。内容的にどの程度なのかよくわからない。もし、差し支えなかったら教えてください。

お客様係長：ありがとうございます。

まずやはり費用面の効果になってくると思います。従来委託業務となりますと、やはりその委託料が、支出部分で多くなるというのが一般的でございます。その点については、当初こちらとしても危惧しておりました。

今まで、シルバー人材センターへの検針業務の委託料がですね、上水道・簡易水道合わせて約900万円ほど毎年支出しておりました。それに加えて、担当していた職員、数名おりましたが、これらの経費を合わせますと、今まで令和4年での実績数値になりますが、合計で3,300万円ほど支出しておりました。

新たに委託することになりまして、検針の見積もりを専門業者から徴取したところ、従来のシルバー人材センターさんが2倍もしくはそれ以上の見積もり結果が出てきました。そうなりますと、単純にその分、支出が増加するという一方で、組織の改革も含めてですね。窓口業務も含めて、委託をすることを検討した結果、従来の支出とほぼ同等の金額に、抑制することが可能になった。ということでございます。

ですので、大きな費用の面での効果というものが、すぐには見えないかもしれませんが、大幅な増加に繋がることは抑制できたこと。サービスを向上しつつ、そのような結果にできたこと。あと、大幅なコスト減ということになりますと、今後も経営努力とか改善は続けていかなきゃならないものと考えております。

引き続き、今以上にコストの縮減を検討して参りたいと考えております。以上です。

会 長：よろしいでしょうか。他に何かございますか。

C委員：委託する業務は各市町村も困っていて、いろんな市町村でいろんな工夫をされて、業務委託もあるし、先日のテレビでも見ましたがスマホを活用した検針等もあったりして、いろいろ工夫されているところかと思っております。会計ってお金の扱いもありますよね。ほとんど振り込みになるかと思っておりますけれども最近いろいろ会計処理の不適正があったりする。会計の最終的な監査みたいなこと、市の方としてはどこでお目付け役となるのか、そういうところを教えてください。

事務局：ありがとうございます。会計についてのご質問でございます。窓口の部分を民間委託したとしても会計の部分は上下水道課の経理係が会計を担うこととなります。従来どおり会計処理につきましては上下水道課でございます。監査は、お目付け役という意味では毎月監査がございます。例月出納監査があり、半年に1回定期監査、決算審査がございますので、民間の方の窓口業務の支出等も含め上下水道課が監査を受けるという形になっております。以上です。

お客様係長：合わせまして、委託業者が取り扱う現金に関して、こちらの方のチェック体制について私からご説明申し上げます。

日々、窓口等で、お支払いに来られるお客様とかの料金を、当然業者委託することになりますので業者が取り扱うことになります。日々の現金領収簿、こちらにつきましては、領収簿、日計表、月計表それらも含めて、業務係長であります、すいません4月以降になりますが、業務係長であります私ないし、課長と、毎月報告、もしくはチェックをしていきます。現金の横領というような件も全国では事例としては、過去にあったということもございます。そういったことのないように、もう業者の方でも対策を施してまして、再発行した領収書などには、それぞれナンバリングをして、行き違いとか、重複することがないというような管理体制の仕組みを決定してございます。以上でございます。

### (3) 大町市の水道料金について

会長：ありがとうございます。他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。それでは次に(3)大町市の水道料金について、説明をお願いいたします。

お客様係長：続きまして現行の水道料金についてのご説明をさせていただきます。資料7をご覧ください。上段が上水道、大町・平・常盤・社地区の料金、下段が簡易水道、八坂・美麻地区の料金表になっております。

まず上水道の料金についてですが、こちらにつきましては、メーターごとの口径別の基本料金と、超過料金からなる二部料金体制をしいております。金額についてはご覧いただくとおりなのですが、1か月当たりの基本料を、10<sup>m</sup>としまして、13ミリから100ミリまで口径ごとによって基本料金を設定してございます。あとは10<sup>m</sup>を超えた部分については、1<sup>m</sup>あたり、各用途によりまして、ご覧の方の単価に基づき、ご請求させていただくような形になってます。

その下に2か月分の計算例が記載してございますが、基本料金と超過料金を、こちらに記載のとおり計算したものを、2か月に1回ご請求をさせていただいております。

続いて簡易水道についてでございますが、簡易水道につきましては、基本料金と超過料金を設定しているのみになります。口径別ですとか用途の区別はございません。ただし金額につきましては、10<sup>m</sup>まで一律ひと月1,870円。超過料金が1<sup>m</sup>につき165円となっております。計算方法につきましては、上水道と同様に、下の計算例に記載しているとおりでございます。現行の業務についての説明は以上です。

経営係長：すいません。資料ナンバーがふってございませませんが、審議会における水道料金の改定経過ということで、表を示してございますので、表をご覧ください。改定の経過について、説明をさせていただきたいと思っております。審議会の関係ですが、これまで水道料金に関する事項につきましては、3年ごとに、ご審議をいただいております。平成7年度でございますが、平成7年度2ヶ月の料金でございます。13mmで50<sup>m</sup>使用した場合に、5,190円です。これは昭和62年以来の改定、ということになってございます。それから3年後の平成10年におきま

して、据え置きというような形で料金改定が行われてございません。

しかし、平成10年、4月以降の料金につきまして、再度検討を要する。という審議会の意見がありましたことから、11年度に審議会を開催しまして、審議されました。当時、新築の住宅の増加や2階以上の階に洗面所などを設置する家庭が増えるなど生活様式の変化から、新たな配水池の建設やまた、配水管につきましては、石綿管が安価で加工しやすいということで、全国で使われておりましたが、老朽化によるもろさも加わり、さらにアスベストによる有害性があるという問題がありまして、国の方から、平成12年までに、石綿管を全廃するとされ、早期の布設替えの工事をするなど施設整備に多額の費用が必要になることから、改定率平均で15.8%。2か月において6,120円という改定が行われています。

平成14年度の審議会では、これまでの使用水量を乗じて、3段階の超過料金が加算されておりましたが、これを廃止しまして、超過料金の単価を統一すること。そして改定率平均で7.07%、単価で言いますと6,930円ということで改定をしております。

それから17、20、23年審議会を行いました。据え置きという形でございます。そして26年です。審議会の名前が変わりましたが、消費税を、増税分ということで、そのための変化でございます。全体の料金については、据え置きという形でございます。実際の料金改定は、平成15年が最後でございます。約20年間改定がないということになっております。水道料金の改定経過でございます。

会 長：ありがとうございました。

ただいま水道料金についての説明でございます。何かご質問ございますか。

C委員：基本的なことで教えてください。一般家庭、どのぐらいのパイプを使っているのか、13ミリってちょっと今の時代、小さいかなというイメージなのですが、一般家庭の水道料金からするとどのようになっているのか示していただきたい。

お客様係長：C委員さんのご質問についてですが、一般家庭では今でも13ミリの口径が比較的多くなっております。ちょっと大きなお家ですとか、世帯構成によっても変わってくるのですが、今は二世帯住宅とかありますので、そうなりますと20ミリというような口径をご使用いただいているご家庭もあります。

ですので、一般家庭ですと主に13ミリから20ミリの口径を使われているのがほとんどとなっております。

D委員：よろしいでしょうか。

会 長：はい、どうぞ。

D委員：よくわからなくて申し訳ないですけど、今回水道料金について、どこを審議

すればいいのかわからないのですよ。そこを教えてくださいたいです。この料金を設置しますということを決定するのでしょうか。

お客様係長：ありがとうございます。ただいまご説明申し上げましたのは、現行の料金について、お示したところでございます。今後の審議会の中で、この料金をどのようにしていくのか、向こう3年間の料金をどうしていくのかというのを、現状の決算状況ですとか運営状況、また向こう3年間のシミュレーションなどをお示しする中で、料金についてどうするのかということをお諮りする、というふうにお願いするものでございます。以上です。

D委員：ありがとうございます。ということは、今日の時点では、この水道料金のこういう現状ですよ、ということを確認するまで、ということよろしいですか。

お客様係長：ただいま、お示したものについては、今、委員さんがおっしゃったとおりでございます。今後、また様々な資料を通して、この料金をどうするのかということをお諮りし、ご審議いただく、というふうに考えております。

課長：資料の3、ご覧になっていただけますか。

今後の審議日程がございます。今お話ししたとおり、本日の審議会については、今日始まりということで、諮問から始まり、それから現行の使用料金体系をご説明しております。

第2回、第3回、ここの部分ですすね、水道事業の決算、それから経営状況、これは工事の内容も含めて、シミュレーションをいたします。そういったものを今度お見せして、その中でまた、ご議論いただきたいというふうに思っております。以上です。

会長：他に何かご質問ございますか。

B委員：資料7の関係。私、簡易水道の委員をやっております、経過も若干皆さんにお話しておいたらいいかなと思いますので、ご説明させていただきます。皆さん資料7ご覧いただきますと、上水道と簡易水道の料金表が出ております。わかりやすく言えば、その計算方法の上水道の計算方法の金額と、簡易水道の計算方法のトータルが、同じ2か月でこれだけ差が発生しているわけですね。八坂・美麻地区の人は、その分余計に負担をしている。八坂・美麻は合併の当時から、継続しております。その中で、この格差を是正するという、取り決めではないですが、約束ごとみたいなものがございます。

15年後を目途に見直ししましょうという形になったのですが、既にそれが経過しているという状況です。水道料金は公共料金と同じでしたよね。地区によって、差があるというのは、本来おかしいと私は、個人的には思っています。そういう状況が続いてきているというのを、少しでも改善していかなければいけないという

ことも、料金関係の中には含まれているのではないかと思っております。

これは料金だけじゃなくて、組織の統合も当然、関わってくる問題だと思えます。ですからトータルで、そういうものも含めて、解消していただきたいと私は思っています。以上です。

会 長：はい。お願いします。

課 長：今B委員さんからの簡水の関係についてお話ありました。簡水の審議会については2年前、令和4年に行いまして、今日いる方々も、いた方もいらっしゃると思います。

その中で、簡易水道につきましては、令和6年から、今まで特別会計という官庁会計の方式を、今度水道のように企業会計に移します。新年度からですが、その決算を实际行った中で、今度令和7年、このような経営審議会になるんですが、今度と同じ内容について、同じメンバーの皆さんで、今の格差の是正ですとか、あとは事業の統合、そういったものを議論していきたいと考えております。

これについても令和4年の簡易水道審議会のときにもお話をさしていただいておりますが、まだちょっと時間がかかるということで、非常に申しわけございませんけれども、ただ一緒に行っていくという方向については、気持ちは一緒でございますので、よろしく願いいたします。

会 長：よろしいでしょうか。他に何かございますか。そうしますと、本日の審議は以上でございますね。

課 長：はい。

会 長：ご協力ありがとうございました。

## 9 その他

### (1) 次回開催日について

課 長：ありがとうございます。それではただいま、審議ということで大きく三つに分けて、ご審議をいただきました。本日の内容につきましては、ほとんど報告事項、それから現行の料金体制といったような内容でございました。また次回につきましては、先ほどの資料3にありますとおり、ちょっと先になりますけど、6月くらいを目途としております。

次回の開催については、追ってですね、会長等々、調整をさせていただき、通知を出したいと考えております。

その他ということで、次回開催についてということは今、説明をさせていただきました。次回の開催については、よろしいですか。

### (2) その他

課長：他に最後になりますが、委員の皆様から、ご発言等ございましたらお願いをいたします。

A委員：先日、新聞見ていましたら、課長さんが、この3月末で、ご退職されるということで今日の審議会が最初で最後になるのですね。長いこといろいろお世話になりました。退職のご挨拶をいただけたらと思います。

会長：私も今初めて、知ったところで、すみません。課長ご挨拶をお願いします。

課長：ありがとうございます。ただいま、A委員、それから会長からお話ありました。私事ではございますが、大変恐縮でございます。私この3月末をもって、役所を退職ということになりました。役所に入りまして、31年ほど経ちますが、家庭等のいろいろな事情がありまして、退職ということでございます。

まだ最後までいるとしてもですねあと1年、あと1年でもう60になるわけなのですけれども、ちょっと1年だけ早く退職をさせていただきたいと思っております。

そういうことで次回の開催につきましては、新たな課長さん、それから、本日見えてないのですが部長も代わりました。部長、課長代わりました。それからいるメンバーにつきましては、先ほどご説明しましたが、組織が変わりまして、ほとんど変わりありません。

そういった中で、また皆さんと一緒に、この重要な審議会を行っていききたいなど、いうふうに考えております。そういったことで大変、恐縮でございますが、最後の挨拶ということにさせていただきます。

いろいろと、すみません。お世話になりました。ありがとうございます。

会長：課長、長いことお世話になりました。常にですね、審議会のときに、資料の説明等、明快に説明していただきまして、わかりやすく説明していただきまして、非常に、素晴らしい方だなと常々感服しておりました。長い間ありがとうございました。今後もお体に気を付けてやってください。以上です。

## 10 閉会

課長：ありがとうございます。それではその他のその他ということで、他に何かご発言等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それではご発言等ございませんので、これで、本日の令和5年度第1回大町市上下水道事業経営審議会を閉めさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

《閉会 午前10時8分》